

役員(理事及び監事)の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この基準は、理事及び監事(以下「役員」という。)の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 役員(理事及び監事)の報酬は、理事会への出席1日分(同日に開催した会を全てまとめて1日分と数える)につき一律10,000円とする。

2 役員が法人の事業所職員を兼務する場合は、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第3条 理事会への出席に係る交通費用として、出席1日分(同日に開催した会をまとめて1日分と数える)につき一人一律3千円を弁償する。

2 前項に規定する交通費用は、本基準における報酬と明確に区分する。

3 役員が法人の事業所職員を兼務する場合は、交通費用を弁償しない。

(支給日)

第4条 報酬並びに交通費用は、毎年4月から翌年3月までの1年度分を集計して、原則として、会計年度末までに支給する。

(支給方法)

第5条 報酬並びに交通費用は、原則として、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込みによって支給する。

(改廃)

第6条 この基準の改廃は、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

この基準は、平成29年6月23日から施行する。